

旧伊藤伝右衛門邸ライトアップ・イルミネーション等業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、飯塚市が「旧伊藤伝右衛門邸ライトアップ・イルミネーション等業務委託」の受託者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

1 業務の目的

「旧伊藤伝右衛門邸」(以下「旧伊藤邸」という。)は、本市を代表する誘客力を持つ観光施設である。

しかし、来館者数はコロナ禍前の数まで回復しておらず、とりわけ、若年層の来館が少ない状況である。

現状を打破するために、旧伊藤邸を夜間開館し、ライトアップやイルミネーション等の照明装飾を行うことで、第2次飯塚市観光振興基本計画にも掲げている観光入込客数の増加に繋げることを目的に実施する。

また、夜間開館することで、本市滞在時間の延長、飲食・宿泊といった経済活動を促進させるナイトタイムエコノミーを創出することを目的に実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

旧伊藤伝右衛門邸ライトアップ・イルミネーション等業務委託

(2) 履行場所

飯塚市 幸袋 地内

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月30日まで

(4) 業務内容

別紙「旧伊藤伝右衛門邸ライトアップ・イルミネーション等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(5) 見積限度額

3,800,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 法人格を有すること。

(3) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)登載者は、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中で

ないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。

(4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

(5) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(8) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 事業者の公募

(1) 市ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。

(2) 公募の期間は、令和8年9月14日(月)から令和8年10月14日(水)までとする。

(3) 公募期間中(9月14日～10月14日)に、旧伊藤邸の視察を希望する場合、「14. 問い合わせ先」まで事前に連絡すること。

5 実施スケジュール

項 目	期 日
① 公募開始	令和8年9月14日(月)
② 質問票提出期限	令和8年9月25日(金) 17時15分
③ 質問票回答期限	令和8年9月30日(水) 17時15分
④ 参加表明書提出期限	令和8年10月14日(水) 17時15分
⑤ 提案書等提出期限	令和8年10月20日(火) 17時15分
⑥ 一次審査(書類審査) ※提案者が4者以上の場合のみ	令和8年10月21日(水) 予定
⑦ 一次審査結果通知 ※提案者が4者以上の場合のみ	令和8年10月22日(木) 予定
⑧ 二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年10月30日(金) 予定
⑨ 二次審査結果通知	令和8年11月4日(水) 予定

※日程については変更する場合あり。

6 審査方法及び審査手順

審査は、飯塚市職員で構成する旧伊藤伝右衛門邸ライトアップ・イルミネーション等業務委託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。なお、委員の数は6名とする。

(1) 一次審査(書類審査)

審査委員会は、提案者が4者以上となった場合は提出された書類により審査項目No. 1～No. 3を審査し、合計得点の高い者から順に二次審査参加者を概ね3者選定するものとする。なお、提案者が3者以内の場合、一次審査は実施しない。

一次審査の結果は、「5 実施スケジュール」に沿って電子メール及び電話にて連絡し、後日、すべての提案者に書面で通知する。その際、一次審査の通過者には併せて二次審査実施の通知を行う。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

- ①プレゼンテーション内容発表の時間は1者につき20分以内とし、質疑応答の時間は15分以内とする。
- ②原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- ③参加人数は2名以内とする。なお説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。
- ④提案書やプレゼンテーション審査中に提案者名を表明しないものとする。また、プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は提案者が準備することとする(プロジェクター及びスクリーンについては飯塚市が準備する。)。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。
- ⑤プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑥プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

(3) 二次審査手順

4ページに記載の審査項目に基づき審査委員会の審査委員が採点し、各審査委員の合計得点が最も高い提案者を受託候補者とする。最高得点の点数の同じものが2者以上あるときは、審査項目No.4～No. 11の合計得点が最も高いものを選定する。それでもなお、最高得点同数の場合は、くじにて受託候補者を決定する。

ただし、最高得点の提案者の合計得点が満点の6割に満たない場合は受託候補者とせず、再度公募することとする。

(4) 審査結果の通知

二次審査の結果については、すべての提案者に書面で通知する。なお、一次及び二次審査の結果・内容等に関する問い合わせに関して、受託候補者として特定されなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により説明を求めることができる。

(5) 審査結果等の公表

審査に関する情報の公開は、受託候補者特定通知後に行う。また、審査の結果については、以下の内容について市ホームページに公表する。

①受託候補者の名称、所在地、総得点

②提案書を提出した者の数

③受託候補者以外の提案者の総得点

※受託候補者以外の提案者の名称は「B社、C社」等として公表する。

〔審査項目及び配点〕

No	審査項目	評価内容	配点
1	業務遂行能力	実施計画（企画→準備→設営→展示→撤去のスケジュール）は適正であるか。	5
2	一次審査 及び 二次審査項目	業務を履行する上で、十分な経験や実績のある人員配置が整っているか。	5
3		ライトアップ・イルミネーションに関わる業務の実績があり、実務経験も十分であるか。	10
4	提案内容の妥当性、魅力度 二次審査項目	企画内容について、テーマが明確に示されており、分かりやすいものであるか。	15
5		展示内容が、旧伊藤邸の雰囲気合うものであるか、他の展示（シルバー人材センターの竹灯籠）とも調和がとれたものであるか。	15
6		庭園全体にライトアップ・イルミネーションが施された展示となっているか。	15
7		展示内容が興味・関心を引き、集客に繋がるものであるか。（来館動機となるか。）	15
8		展示内容が、写真撮影したくなるようなものであるか。「SNS映え」するものであるか。	15
9		本業務の目的達成のため、仕様書に定める業務内容に加え、自社の強みを生かした独自のアピールポイントや取り組みがあるか。	15
10		設置から撤去までの計画が、事故や災害を防ぎ、安全に配慮したものであるか。	10
11		問題が発生した際に、連絡や修繕等の対応ができる体制が整っているか。	10
12	見積金額 二次審査項目	事業金額は適正な見積りとなっているか。（税抜金額）	5
合 計			135

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①受付期限 「5 実施スケジュール」の日時のとおりとする。(必着)

②質問方法 質問票に必要事項を記入のうえ、「14 問い合わせ先」のメールアドレス宛てに電子メールで送信しその旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問は応じない。

(2) 質問に対する回答

「5 実施スケジュール」の期限までに市ホームページに掲載する。

8 参加表明書の提出

本プロポーザル参加希望者(以下「参加希望者」という。)は、「プロポーザル参加表明書(様式1)」(以下「表明書」という。)を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

また、表明書と一緒に次の必要書類についても提出すること。

<必要書類>(証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。)

※名簿登載者については、①、②、③、④、⑤の提出は不要。

①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)<写し可>……1部

②役員名簿及び照会承諾書(様式5) ……1部

③直近決算の財務諸表……1部

④国税、県税及び市税の納税証明……各1部

(未納がないことが確認できるもの。写しでも可)

⑤印鑑証明書(原本のみ) ……1部

⑥法人の概要の分かる資料(任意様式、法人のパンフレットでも可) ……1部

(1)参加希望者は、表明書を「5 実施スケジュール」の期限(必着)までに郵送又は持参すること。

(2)表明書を持参する際は、事前に「14 問い合わせ先」へ開庁時間内(開庁日の8時30分から17時15分まで)に電話でその旨を伝え、市が指定する日時に持参すること。

(3)表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、「辞退届(様式2)」を提出すること。その際は、事前に「14 問い合わせ先」へ開庁時間内(開庁日の8時30分から17時15分まで)に電話でその旨を伝え、持参又は郵送(簡易書留など送付記録の残る形式にて送付)すること。

9 提案書等の提出

(1) 提出方法

「14 問い合わせ先」へ開庁時間内(開庁日の8時30分から17時15分まで)に持参又は郵送(簡易書留など送付記録の残る形式にて送付)により提出すること。

(2) 提出期限

「5 実施スケジュール」の期限までとする。(必着)

(3) 必要書類

①業務実績調書(様式3) ……8部 (正本1部、副本7部)

②業務体制表(様式4) ……8部 (正本1部、副本7部)

③見積書及び見積内訳書(任意様式) ……8部 (正本1部、副本7部)

④提案書(任意様式 ※下記参照) ……8部 (正本1部、副本7部)

※正本(①～④全て)にのみ社名、代表者名を記載し、副本には社名等、参加希望者が特定される情報(ロゴマーク等)を表記しないこと。

10 提出条件(提案書の作成要領及び記載内容)

【提案書作成要領】

- (1) 提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- (2) 提案書はA4長辺綴じ片面30ページ以内(表紙、目次は提案書のページ数には算入しない)とし、文字の大きさは10ポイント以上とすること。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。
- (3) 提案書の提出部数は正本1部、副本7部とする。(正本にのみ受託希望者名、代表者名を記載し、副本には受託希望者名等、受託希望者が特定される情報(ロゴマーク等)を表記しないこと)
- (4) 表紙は、「旧伊藤伝右衛門邸ライトアップ・イルミネーション等業務委託に係る提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。

【提案書の記載内容】

提案書は、下記の項目(1)から(6)の順番に沿って、提案内容をそれぞれ具体的に記載し、(1)から(6)の項目名はタイトルとして記載すること(記載順、項目名変更不可)。

(1) 実施計画、スケジュールについて

本事業の実施計画(企画→準備→設営→展示→撤去までのスケジュール)を具体的に記載すること。

(2) 事業実施体制について

本事業を受託した場合の事業実施体制、担当するメンバーについて、氏名、経験年数、主な実績等を記載すること。

(3) これまでの業務実績について

過去に受託した本業務と同種又は類似業務の取り組み事例の内容や成果等を具体的に記載すること。

(4) 提案内容について

次の①～③を明確に記載すること。

①企画内容のテーマについて（テーマ設定にあたる背景や理由も含めて）

②展示内容について

以下の点を踏まえて記載すること。

- ・展示箇所、展示する機材、展示方法、色合い等詳細に。

（どこに、どういった展示を、どういった色合いで）

但し、仕様書別紙の①～⑦の箇所には展示すること。①～④については、

木々が光で灯される展示とすること。⑤～⑦は自由とする。①～⑦以外の部分についても展示は可能とする。

- ・写真撮影箇所としておすすめする箇所（SNS映えするようなスポット含め）

- ・展示内容が興味関心を引き集客に繋がるものであること。

③安全性への配慮、緊急時の対応について

設置・展示中・撤去作業の際に、事故や災害防止策として取り組むこと、事故や災害等が発生した場合の連絡体制や修繕等の対応について詳細に記載すること。

(5) 見積金額について

本事業の見積金額を税抜金額で記載すること。

(6) 独自提案について

業務を遂行するための自己のアピールポイントや本業務の目的を達成するにあたり、独自の取り組みについて具体的に記載すること。

11 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

(1) 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

(2) 定められた提出方法、提出期限及び提出条件に適合しない場合

(3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合

(4) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 虚偽の内容が記載された場合

(6) 契約が締結できないまたは締結の意思が認められない場合

(7) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合

(8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に該当する行為が認められた場合

(9) 審査委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(10) その他審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合

12 契約の締結等

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。また、受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

13 その他

- (1) 提出された表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書等について提出期限後は、記載内容の変更、書類の追加・削除は認めない。
- (3) 提出された表明書及び提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された表明書及び提案書等については、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第8条第2号に該当するものを除き、原則公開とする。
- (6) 提案書の作成のために飯塚市から受領した資料は、飯塚市の許可なく公表、使用してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立てはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルに伴う提案書等の作成、提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とする。

14 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 経済部 商工観光課観光係（担当：武本・福山）

TEL：0948-22-5517

FAX：0948-22-6062

E-mail：shoukou@city.iizuka.lg.jp